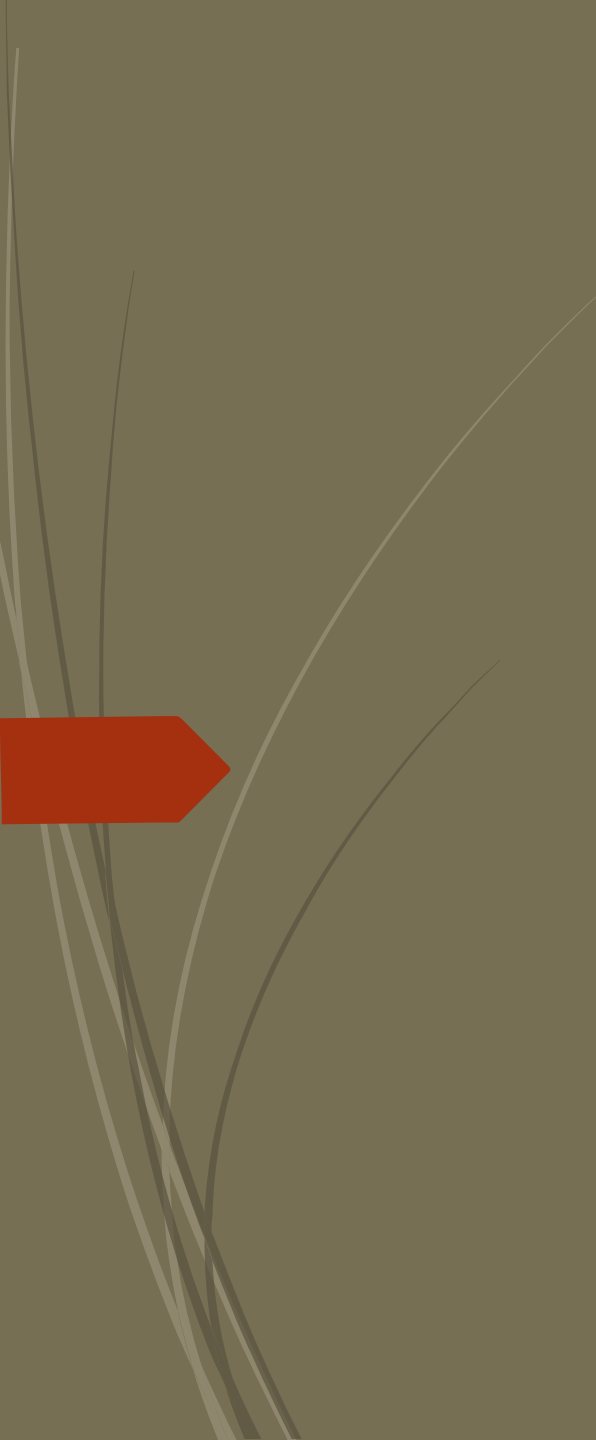




京都国際調停センターについて

平成30年6月1日

公益社団法人日本仲裁人協会

常務理事／京都国際調停センター設立準備委員会委員長 岡田春夫

なぜ今、調停が世界的に脚光を浴びているのか

①コスト

最近、裁判・仲裁のコストが非常に高つく傾向にある。
調停は、裁判・仲裁よりも圧倒的に安く解決できる傾向にある。

②迅速解決

調停期日は1日～数日が一般
裁判・仲裁よりも、早く解決できる傾向にある
非常に大きな紛争も、わずか数日の調停で円満解決される例もある。
例：Intel-AMD間の、各国での独占禁止法上の紛争が、12.5億ドル（約1375億円）の支払いとクロス・ライセンスなどで調停成立。
例：世界的に有名な国際調停機関の調停規則には、原則として、申立から2～3か月以内の終結を規定しているものがある。

③当事者が結果をコントロールできる

調停は、調停人が両当事者の和解を取り持つもので、両当事者が合意できない場合には成立しない。すなわち、調停の手続を利用して和解の成立を強制されることはなく、合意できない場合にはその時点で調停は終了するため、手続を利用しやすい。

④対立性が少ない

調停は、裁判・仲裁と比較すると、対立構造の低い（そして衝突度も低い）システムである。

歴史は浅いが、世界的に、今、調停が脚光を浴びている。
アジア諸国でも、最近、調停を推し進める動きがある（次スライド参照）。

アジア諸国の調停機関

海外の主要な国際調停機関は、常設施設を有し、審問室、控室、通訳ブース、バイリンガルスタッフの常駐、などの充実した設備を有し、国際調停人名簿を保有している。

機関名	常設施設（調停専用施設ではない）	調停規則	調停人名簿	実績
シンガポール国際調停センター (SIMC)	 Photo: Maxwell Cham	○	○	2017年の新件22件
香港国際仲裁センター (HKIAC)	○	○	○	2015年度実績は、22件。うち、建設1件、商事15件、家事3件、遺言2件、人身傷害1件
アジア国際仲裁センター (AIAC) (マレーシア)		○	○	2016年度実績は、国内調停5件（国際調停なし）

調停に高い親和性を有する日本の文化

- 日本古来の文化は、調停に高い親和性を有する文化である。
 - 当事者対立構造の仲裁又は裁判よりも、心理的負担が軽く解決ができる
 - 主張立証に基づく判断よりも、互譲による解決
- 実際にも、日本の国内調停の歴史は長く、国内調停は盛んに利用されている。

日本の国内調停制度

裁判所調停

- 日本の民事調停は、借地借家調停法（1922年）を起源とし、90年以上の歴史を持つ
- 裁判所調停（家事調停、民事調停）は活発に利用されている
- 裁判所により運営され、裁判官が関与していることにより、運営主体の公平性・信頼性が高い
- 調停人として、弁護士の調停委員に加え、事案によっては、適切な他の専門家（不動産鑑定士、建築士、公認会計士など）が調停委員に加わることによって、事案に沿った適切な解決を促進
- 家事事件では、訴訟の前に調停申し立てが求められる（調停前置主義）

日本の国内調停制度

日本の調停の歴史は長い。国内調停は盛んに利用されている

裁判所

民事調停（簡易裁判所）

- ・家事以外の紛争全般を扱う
- ・新受件数：年4万件超

家事調停（家庭裁判所）

- ・離婚、人事、家庭関係全般を扱う
- ・新受件数：年13万件超

他のADR機関

日弁連紛争解決センター

- ・新受件数：年1000件前後

公益社団法人民間総合調停センター

- * 専門家団体を横断する裁判外紛争解決機関
- ・新受件数：非公開

交通事故紛争処理センター

- ・1974年設立
- ・累計受件数：21万5千件

その他業界団体、消費者団体など多数

* ADR促進のため、2007年「裁判外紛争解決手段の利用の促進に関する法律」（ADR法）が定められた。

日本の国際調停の現状と課題

- 前記のとおり、日本は、調停に非常に親和性が高い文化と歴史を有しており、実際にも国内調停は盛んに行われている。
- しかし、日本の国際調停に目を転じると、ほとんど利用されていないのが現状である。

理由① 国際調停の人的・物的インフラの欠如

- 物的インフラの欠如（常設施設がない）
- 国際調停の専門機関がない
- 国際調停人名簿がない（国際調停人養成もごく最近始まったばかり）
(国際調停におけるアプローチの違いは次頁参照)

理由② 国際標準の国際調停の実務と国内調停の実務に異なる面がある。 この違いは、海外からは、使い勝手がわるいと評価されている（次頁参照）。

海外進出する企業にとって、日本を調停地として選択しにくい。
国際紛争にとって、日本で国際調停を行うことが魅力的な選択肢となっていない。
→国際調停の人的・物的インフラを整備・充実させ、日本に国際標準の国際調停を専門に扱うセンターの設置が強く望まれる。

国内調停 v s 国際調停

国内調停	国際調停（国際標準）
盛んに行われている	殆ど行われていない
物的・人的インフラが豊富	物的・人的インフラが欠如 ← センターが補う
Evaluative型が主流 当事者に主張立証させることが前提となる ↓	Facilitative型が主流 但しEvaluative型も共存（Hybrid使用もあり） 当事者の主張立証は限定的 国際セミナーやワークショップで補う ↑
五月雨式に期日を開催し、 比較的長期にわたる	集中的に期日を開催し、 短期で終了する（通常は、1日あるいは2日の連続期日を設定） センターが関与
調停手続での主張や内容が、後の裁判や仲裁において利用されることも許容	調停手続での主張や内容を、後の裁判や仲裁において利用することは許されない

調停の対象が異なる（domesticかinternationalか）だけでなく、アプローチも異なる面がある（EvaluativeかFacilitativeかの違いについては次スライド参照）。

Evaluative型 vs Facilitative型

* 「Evaluative型」及び「Facilitative型」の分類は一義的でなく、ある程度幅のある概念であるが、一般的には下記のような整理が可能である。

	Evaluative型（評価型）	Facilitative型（対話促進型）
概要	調停人は当事者に事実関係及び法的主張をさせた後、自己の評価（予想）または裁判した場合の結果の予想について言及する。当事者間のギャップが大きい場合や問題が複雑で利害関係が大きいなど、より困難な事例についてよく利用される。 調停人が提案を示したり、当該提案のメリットや当事者間の特定の問題に見解を示したりするなどして比較的アクティブな又は介入的な役割を果たす。	結果のコントロールは当事者及びその代理人弁護士に委ねられている。関連する情報が当事者間で交わされ、調停人はコミュニケーションを促進させ、解決のための選択肢を生み出すのを助ける。 当事者が解決しようとする自己努力を、調停人が手助けする。
調停人の役割	調停人が、当事者の主張を評価し、調停人の見解を示して、説得していく	調停人は、当事者の主張を評価せず、見解を示さない。当事者に気づかせて解決に持っていかなせる。
国内調停との相違	日本の国内調停はEvaluative型が主流と言われている	国際調停の主流であるが、日本にはなじみのないプロセスであるため、今後、国際調停人養成が必要な所以

京都国際調停センター概要

今年の前半での設立を目指し準備中
まだまだ歴史が浅い国際調停において、アジアのリーディング機関の一つとなることを目指す

- ◆京都でのセッティング (スライド11参照)
- ◆国際水準の充実したインフラを安価に利用可能
 - ハードインフラ (スライド12参照)
 - 調停施設
 - ソフトインフラ (スライド13参照)
 - 調停規則
 - 調停人名簿
- ◆利用しやすい制度設計 (スライド14参照)
 - 安価で予測性の高い料金設定
- ◆国際標準の迅速な手続 (スライド15参照)

京都国際調停センター概要



なぜ、京都か？

- ◆ 国際調停は短期集中型手続き（短期終了するから、場所はビジネスの中心地でなくてもよい）
- ◆ 調停に親和性を有する日本文化の、象徴的都市である
- ◆ 世界的に著名な観光都市であり、調停成立に向けた心理的好影響も期待できる
 - 著名な国際調停人は、調停地としてハワイなどの国際的観光地を好み、多くの国際調停を成立させているという事実
- ◆ 調停人・当事者・代理人も、訪れたいと思う都市であり、とりわけ外国人を惹きつける大きな誘引力を有している
- ◆ 同志社大学の施設を利用することで、世界の一流ADR施設に匹敵する充実した施設を、極めて安価に利用可能

京都国際調停センター のハードインフラ

□ 調停施設 – 同志社大学の設備を利用（写真参照:同時通訳ブースあり）

□ 管理オフィス

JAAと同志社大学は2017年12月1日、
協定書を調印済



京都国際調停センターのソフトインフラ

- 調停規則等の備置
- 国際調停人リストの備置
 - 海外の調停人については、海外の国際調停機関の協力を得ながらリスト作成
- 国際調停人の養成
 - 海外の国際調停機関のプログラムも利用
- 国際調停のセミナー等の開催

* JAAとSIMCは上記に関する協力につき2017年12月1日にMOUを調印済

京都国際調停センターにおける調停手続の 制度設計

利用しやすい制度設計

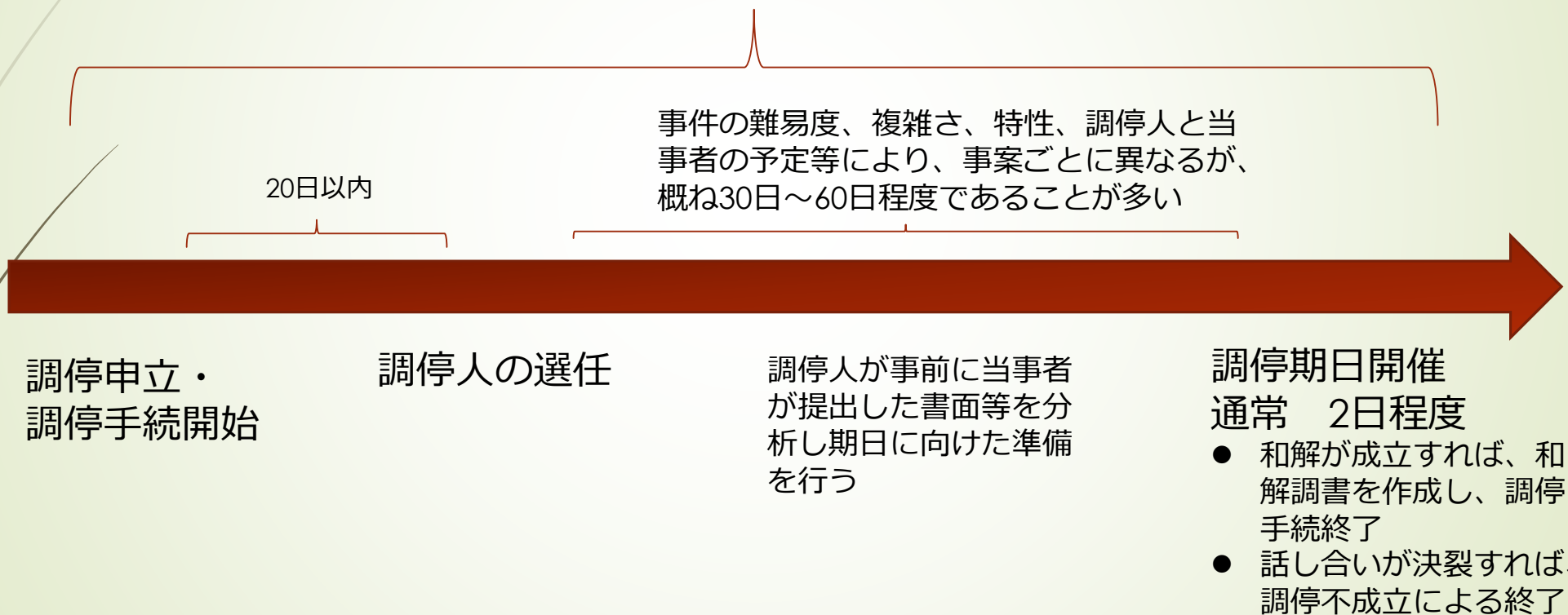
最終決定ではないが、ユーザーにとって使い勝手の良いセンターとなるよう、以下を検討中である。

- ◆ センター利用料（申立費用、管理費用）は、他の国際調停機関と比較しても、比較的安価に設定される。
- ◆ 申立費用は一律固定額とし、管理費用は係争額に応じた固定額として、ユーザーが事前に利用料を明確に把握できるようにする。
- ◆ 調停人報酬についても、支払総額につき、事前にユーザーが大枠を把握しやすくする。

京都国際調停センターにおける調停手続の流れ

国際標準の迅速な手続

事案によるが、概ね2～3か月程度



京都国際調停センターの役割

京都国際調停センター

調停の実施

- ・ 機関調停の実施
- ・ アドホック調停実施のサポート

調停研究の中心

- ・ 世界標準の調停技法の研究
- ・ 海外の主要な国際調停機関のトレーニングプログラムの研究、等

国際調停の人材養成

- ・ 国際調停人の養成（世界標準の国際調停人養成のためのトレーニングプログラムの実施）
- ・ 国際調停に関する研修、セミナーの実施、等

国際調停の普及・啓発

- ・ 日本国内での国際調停の普及・啓発活動
- ・ 刊行物の企画、頒布

実効的な紛争解決に、仲裁と調停は二者択一ではなく協働関係にある

- 国際紛争の多くは、仲裁（又は裁判所）で解決される。
- 調停と仲裁は二者択一の関係にあるものではなく
 - まず調停手続きを行い、調停により解決できなければ仲裁に移行する場合（“Med-Arb”）
 - 仲裁開始後に調停手続きをまず行い、調停が不備に終わると仲裁に戻る手続（“Arb-Med(-Arb)”）
 - 調停が成立した場合、consent awardを出す仲裁手続に移行（consent awardのために用いられるMed-Arb）
- 国内外の仲裁、裁判（日本企業が関与するものなど）に関連する調停のためにセンターを利用しうる